

災害時における衛星データの利活用実証業務委託  
プロポーザル参加者募集要綱

令和6年4月

福岡県総務部防災危機管理局防災企画課

## 1 目的

福岡県では、日頃より「福岡県防災情報システム」を用いて、被災状況等の把握に努めているが、災害が激甚化、頻発化する中、より迅速かつ安全に災害対応を行うため、デジタル技術を活用した防災情報の高度化を検討している。

本業務においては、災害時における衛星データの利活用の導入にあたって、衛星データに求める品質やコスト等の諸条件を整理し、現時点で実現可能な利活用実証を行い、防災分野における衛星データの利活用に関するロードマップの策定を実施する。

本業務を実施するにあたり、より優れた事業者を募るため、以下に定める要領によるプロポーザルを行うもの。

## 2 業務概要

### (1) 業務名称

災害時における衛星データの利活用実証業務委託

### (2) 業務場所

福岡県総務部防災危機管理局防災企画課

### (3) 業務内容

事業者は福岡県との連絡を密にし、下記に挙げる業務を行うこととする。当業務の実施にあつては、仕様書並びに担当職員の指示に基づいて行うこととし、福岡県の承諾を受けなければならない。また、仕様書に記述のない事項については、福岡県への確認を必要とする。

ア 災害時における衛星データの利活用ニーズの把握と実証方法の検討

福岡県のニーズと全国の現状を把握し、実証方法を検討する。

イ 災害時における衛星データの利活用実証

実施方法の検討結果に基づき、実施と評価を行う。

ウ 防災分野における衛星データの利活用に関するロードマップの作成

### (4) 業務量の目安

9,935,200円（消費税込み）を限度とする。

### (5) 履行期限

令和7年1月31日

### (6) 再委託の取り扱い

受託者は、事前に県の承認を得たうえで、必要に応じて委託業務の一部を第三者に委託することができる。なお、本業務の主たる部分は、実証を計画・実施・評価し説明する業務とする（実証に用いるシステムを提供することではない）。

## 3 参加資格・条件

応募者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

- (2) 福岡県物品購入等に係る物品業者、又は福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項もしくは第5項の規定による営業停止の処分を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)、破産法(平成16年法第75号)、会社法(平成17年法律第86号)の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続きを行っていない者。
- (5) 福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号)第2条第2号の規定(暴力団員)に該当しない者、または第2条第1号又は2号の規定(暴力団又は暴力団員)と密接な関係を有しない者。
- (6) 最近2年間の法人税、事業税、消費税或いは地方税を滞納していない者。
- (7) 過去5年間(令和元年4月1日から公示の日まで)に完了した、類似業務の元請実績を有していること。  
 ※ 類似業務とは、業務内容が類似の技術内容によって行われる業務とし、利用者が衛星データを実際に体感した衛星データ利活用に関する研究、実証又は衛星データサービスの導入等を対象とし、利用者の衛星データ利活用を伴わない研究業務は除く。
- (8) この業務を行う期間中、業務の成果品質を担保する管理担当者を、業務担当者とは別に配置すること。また、管理担当者、担当者が下記のいずれかの資格を有する場合には、評価の対象とする。  
 なお、配置される技術者は直接的な雇用関係(代表者可)にある者とし、3ヵ月以上の雇用関係(代表者可)にあること。  
 ・ 技術士(総合技術監理部門(「河川、砂防及び海岸・海洋」、「応用理学一般及び地質」)、建設部門(「河川、砂防及び海岸・海洋」)、応用理学部門)  
 ・ 博士(工学、理学)  
 ・ RCCM(「河川、砂防及び海岸・海洋」、地質)  
 ・ 土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級)
- (9) 契約時に契約保証金又はこれに代わる担保の納付又は提供が確実にできる者。  
 ※ 契約保証金(又は担保)は、契約金額の100分の10以上  
 ※ 県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者は、契約保証金を免除する

#### 4 手続き等

##### (1) スケジュール(予定)

	項目	スケジュール(予定)
1	募集要項に関する質問受付期間	令和6年4月19日(金)～4月26日(金)
2	提案参加申込期間	令和6年4月19日(金)～5月8日(水)
3	プロポーザル参加者の決定通知	令和6年5月13日(月)

4	技術提案書に関する質問受付期間	令和6年5月14日(火)～5月17日(金)
5	技術提案書の受付期間	令和6年5月14日(火)～5月27日(月)
6	ヒアリング	令和6年6月3日(月)
7	特定者の発表・通知	令和6年6月4日(火)
8	業務委託契約の締結	令和6年6月上旬頃

※ スケジュールは変更する可能性があり、その際は対象者に通知する

(2) 担当部局

福岡県総務部防災危機管理局防災企画課防災情報係（福岡県庁北棟3階）  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
TEL 092-643-3114（直通）  
FAX 092-643-3117  
メール bouki@pref.fukuoka.lg.jp

(3) 募集要綱に関する質問の受付及び回答

- ア 提出方法 メール又はFAXで提出し、電話にて受信の確認をすること
- イ 提出先 4(2)に定める担当部局
- ウ 提出物 質問書（様式1号）
- エ 受付期間 令和6年4月26日(金) 17:00まで
- オ 回答 令和6年5月1日(水)までに福岡県庁ホームページの「入札・公共工事」の「入札案件」ページに掲載する

(4) 提案参加申込書の提出

- ア 提出期限 令和6年5月8日(水) 17:00まで
- イ 提出先 4(2)に定める担当部局
- ウ 提出物 提案参加申込書及び添付資料（以下の様式）
  - 様式2号 提案参加申込書
  - 様式3号 会社概要等
  - 様式4号 企業の元請実績
  - 様式5号 予定管理担当者の資格等
  - 様式6号 予定担当者の資格等
- エ 提出方法 印刷物を持参又は郵送（期限必着）
- オ 提出部数 各1部

(5) プロポーザル参加者の決定

- ア 選定について

提案参加申込書を基に、参加資格を満たしているかを確認したうえで、配置予定担当者の資格、実績について審査し、上位5者を選定する。  
なお、参加資格を満たした者が5者に満たない場合、全てを選定する。
- イ 通知について

提案参加申込書を提出した者には、技術提案書の提出を行うプロポーザル参加者として選定或いは非選定されたことを通知する。なお、選定されなかった者については、理由を記載して通知する。

ウ 通知日 令和6年5月13日(月) 発送  
エ 通知方法 郵送、電子メール

(6) 技術提案書に関する質問受付期間

ア 提出方法 メール又はFAXで提出し、電話にて受信の確認をすること  
イ 提出先 4(2)に定める担当部局  
ウ 提出物 質問書(様式1号)  
エ 受付期間 令和6年5月17日(金) 12:00まで  
オ 回答 メール又はFAXにて全プロポーザル参加者に通知

(7) 技術提案書の提出

ア 提出期限 令和6年5月27日(月) 17:00まで  
イ 提出先 4(2)に定める担当部局  
ウ 提出物 技術提案書(以下の様式)の紙及び電子データ(CD-R)  
様式7号 技術提案書(表紙)  
様式8号 業務の実施方針  
様式9号 評価テーマに関する技術提案(テーマ1)  
様式10号 評価テーマに関する技術提案(テーマ2)  
様式11号 評価テーマに関する技術提案(テーマ3)  
様式12号 見積書  
エ 提出方法 持参又は郵送(期限必着)  
オ 提出部数 各1部  
カ データ形式 ワード、エクセル、PDFのいずれかとする

(8) ヒアリング

ア ヒアリングについて  
県が設置する「災害時における衛星データの利活用実証プロポーザル選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)において、ヒアリングを実施する。  
イ 開催日 令和6年6月3日(月)  
※ 日程変更の場合は参加者へ事前に通知する  
ウ 開催場所 福岡県庁 北棟3階 災害対策本部会議室  
エ ヒアリング時間  
各プロポーザル参加者あたり30分(説明15分、質疑15分)程度。  
オ 人数制限 プロポーザル参加者ごとに、最大5名まで  
カ 留意事項  
・ 提案参加申込書に記載された配置予定の管理担当者及び担当者は必ず出席すること。  
・ ヒアリング対象は、技術提案書の内容とする。  
・ 提出した技術提案書に使用した図、表などを部分的に抽出拡大し、A1サイズまでのボード等に貼り付けて、ヒアリングの際に使用することは認めるが、内容の追加、変更は認めない。  
・ 会議室にはホワイトボードを準備するので、質疑応答の際に利用し、補足説明することは認める。また、説明の際にも利用することができるが、内容の追加、変更は認めない。  
・ ヒアリングの順番は事前に通知する。

(9) 受託業者の特定

ア 特定について  
選定委員会において、技術提案書及びヒアリングに基づきプロポーザル参加者の

評価を行い、最高得点者を受託業者として特定する。

なお、提案参加申込書を提出した者が1者のみの場合であっても、提案内容が当該委託の履行において適切であるかどうかについて評価するため、選定委員会における審査やヒアリングを実施する。

イ 通知について

1位と2位のプロポーザル参加者には特定を、それ以外は非特定の結果を通知する。非特定の通知には、特定しなかった理由を記載する。

また、県は選定委員会の委員、審査結果、1位と2位のプロポーザル参加者の社名をホームページにて公表する。

(10) 契約の締結

県は、1位のプロポーザル参加者と、契約を締結するまでの諸条件について詳細協議を進め、協議が整った場合に契約を締結する。

なお、1位のプロポーザル参加者との協議が整わない場合には、2位のプロポーザル参加者との協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。

(11) ヒアリング参加の辞退

プロポーザル参加者として選定の通知を受けた者が、技術提案を辞退する場合、以下の締切日までに参加辞退届（様式13号）を1部、令和6年5月27日（月）までに事務局にメール、持参、郵送（期限必着）いずれかの方法で提出すること。

5 評価基準

(1) プロポーザル参加者の選定に係る評価基準

「3 参加資格・条件」を満たしている提案参加申込書提出者について、以下の評価基準で採点し、上位5者をプロポーザル参加者として選定する。

同点の者があり5者に選定できない場合は、同点の者のうち、配置予定者の類似業務の実績の点数が高い者を選定する。さらに同点の場合は、配置予定管理担当者の類似業務の実績の点数が高い者を選定する。

なお、提案参加申込書提出者が5者に満たない場合、「3 参加資格・条件」を満たしている者全てを選定する。

評価基準		点数配分
配置予定者の経験及び能力	技術者資格	20 / 100
	類似業務の実績	80 / 100

(2) 受託業者の特定に係る評価基準

以下の評価基準で採点し、最高得点者を受託業者として特定する。

最高得点が同点の場合、評価テーマ1～3の合計点数が高いものを受託業者として特定する。さらに、評価テーマ1～3の合計点数が同点の場合、評価テーマ毎の配点が高いテーマの得点率が高い者を受託業者として特定する。

評価基準		点数配分
実施能力	配置予定者の経験及び能力	15 / 100
実施方針	業務の目的	25 / 100
	実施計画	
	実施体制	
評価テーマ	評価テーマ1	60 / 100
	評価テーマ2	
	評価テーマ3	

受託業者特定に係る評価基準

評価項目	評価の視点	評価のポイント	配点	
			小計	項目計
実施能力	① 配置予定者の経験及び能力	(資格) 担当者及び管理担当者の資格	3	15
		(実績) 担当者及び管理担当者の過去5年間における類似業務の実績	12	
実施方針	① 業務の目的 (業務理解度)	(理解度) 目的、条件、内容の理解度 (構成力) 業務のポイント整理と構成力	10	25
	② 実施計画 (実施手順の妥当性)	(計画性) 業務遂行のための計画性 (具体性) 実施手順や条件等の具体性	10	
	③ 実施体制	(妥当性) 業務実施に必要な人員の妥当性 (確実性) 専門技術者の確保(社内外)	5	
評価テーマ	① ニーズの把握と実証 方法の検討	【ニーズ全般の整理と説明】 (技術力) ニーズと技術との適合性を図る際のポイント (説明力) 利用者への分かりやすい説明のポイント	5	10
		【ニーズの分析と実証提案】 (分析力) ニーズと利活用実現性の分析を行う際のポイント (提案力) 効果的な実施方法、複数の提案等ができるか	5	
	② 災害時における衛星 データの利活用実証	【実証の実施】 (品質) 実証の内容と検証のねらい (実現力) 実災害での実施の確実性を上げる具体的な取組 (代替性) 実災害が無い場合等の臨機への対応	20	30
		【実証の評価】 (評価力) 利用者ニーズを踏まえた実証結果の評価方法 (整理力) 課題と解決策の整理方法	10	
	③ ロードマップ作成イメ ージ	【課題整理及び分析と提案】 (課題整理力) 防災分野における衛星データ利活用に影響する諸条件の整理方法 (課題解決分析力) 他部局や他分野との連携の必要性について (導入への提案力) 実現性の高い衛星データ利活用を促進するための整理方法	10	20
		【提案の表現】 (表現力) ロードマップに必要な項目と分かりやすい表現方法	10	
合 計 点 数				100

## 6 提案参加申込書及び技術提案書の作成等

- (1) 書類の作成及び提出に係る費用は、全て提出者の負担とする。
- (2) 書類に使用するフォントは、原則としてMSゴシックとし、大きさは10.5ポイント以上で、全て横書きで記載すること。言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (3) 技術提案の様式にて使用する文字やイラスト等は自由とする。
- (4) 提案参加申込書及び技術提案書を提出する際は、全ての資料を順番にまとめ、各ページの下中央に通し番号を記載して、左上をホチキス留めすること。
- (5) 企業の元請実績（様式4号）

「3 参加資格・条件」の(7)を満たしていることが確認できる書類を添付すること。類似の業務であること、履行完了されたことが確認できるものに限る。

添付書類により類似業務であること、又は履行が確認できない場合等は、非選定とする場合がある。
- (6) 配置予定担当者の資格（様式5号～6号）

1名ごとに書類を作成すること。複数の担当者を配置する場合は、全員分作成すること。その場合、プロポーザル参加者の選定の際には各々の担当技術者の技術点のうち最高点数を、受託業者の特定の際には全員分を評価の対象とする。

ア 保有資格  
当該資格を有することを証明する書類（資格証の写しなど）を添付すること。

イ 業務の元請実績（最大5件まで）  
業務の管理又は実行者（管理技術者又は担当技術者）として従事し、令和元年4月1日から公示日までの間に元請として履行を完了した類似の業務実績について、最大5件まで記載すること。

なお、各実績には、TECRIS完了登録業務カルテ受領書の写しや発注者が証明する書類等、実績や業務内容が確認できる書類を添付すること。

類似業務に関する実績は加点の対象となるため、業務に類似性があることの証明ができる記載や資料を添付すること。類似業務であることが分からない業務については、加点対象としない。

ウ 配置予定技術者の変更・追加  
配置予定技術者の変更・追加を認めないものとする。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、福岡県と協議を行い、これを福岡県が必要と認めたときはこの限りではない。
- (7) 業務の実施方針（様式8号）

業務の目的、実施計画、実施体制について様式に記載すること（A3サイズ1枚まで）。評価のポイントは5(2)のとおりとする。
- (8) 評価テーマに関する技術提案（様式9号～11号）

様式ごとに評価テーマに関する技術提案を記載すること（各様式A3サイズ1枚まで）。資料の添付は認めない。評価のポイントは5(2)のとおり。
- (9) 見積書（様式12号）

2(4)にて業務量の目安として示している限度額を超えている場合は、受託業者として特定しない。また、受託業者として特定された事業者の見積金額にて、契約の協

議を行う。

(10) 書類提出に係る留意事項

- ・ 提出書類の著作権は、それぞれの提出者に帰属するが、原則として提出書類は返却しない。なお、契約を締結する者が提出した書類の著作権に関しては、契約締結の時点で福岡県に帰属するものとする。
- ・ 福岡県は、本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることを行わないものであるが、「福岡県情報公開条例」による開示請求があった場合は、公正性、透明性、客観性を期すために担当者の個人情報などを除き公表することができるものとする。
- ・ 県は、提出書類について、本評価を行う作業に必要な範囲において複製を作成することができるものとする。
- ・ 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法などを使用した結果生じる責任は、提案者が負うものとする。
- ・ 福岡県が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、応募者は応募にあたって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- ・ 1 プロポーザル参加者は、1つの提案しかできない。
- ・ 提出締切日を過ぎた提出書類の内容は変更できない。提出締切日までの変更（再提出）は可能とする。その場合は、変更部分だけでなく全ての書類を再提出すること。なお、提出された書類について、福岡県は参考資料の提出を求めることができるものとする。
- ・ 福岡県は、業務の設計実施にあたり、提案内容に拘束されない。

7 その他

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。また、「福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱」等の規定に基づく指名停止措置を行う場合がある。
- ・ 提出された書類に虚偽の記載があった場合
  - ・ 期限までに書類が提出されない場合
  - ・ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
  - ・ 本募集要綱に違反すると認められる場合
  - ・ 職員などに対し、プロポーザルを理由としたヒアリングを行った場合

(2) 人権尊重の取組

プロポーザル参加者は、人権に関する法令を遵守するとともに、自社で人権侵害が発生しないよう予防措置を講じるなど、人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

## 提出書類一覧

提出資料			様式番号
質問受付期間	1	質問書	様式1号
提案参加申込時 (~5/8(水))	2	提案参加申込書	様式2号
	3	会社概要等	様式3号
	4	企業の元請実績	様式4号
	5	予定管理担当者の資格等	様式5号
	6	予定担当者の資格等	様式6号
提案提出時 (~5/27(月))	7	技術提案書(表紙)	様式7号
	8	業務の実施方針	様式8号
	9	評価テーマに関する技術提案(テーマ1)	様式9号
	10	評価テーマに関する技術提案(テーマ2)	様式10号
	11	評価テーマに関する技術提案(テーマ3)	様式11号
	12	見積書	様式12号
技術提案辞退時 (4(11)参照)	13	参加辞退届	様式13号